また、現場条件、関係機関との協議、社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策や施工体制の変更が生じた場合は、発注者と受注者の協議のうえ発注者が認めたものについては変更の対象とする。

⑹　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案の全部又は一部が適正と認められた場合に、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

⑺　配置予定技術者の確認　落札決定後、工事実績情報システム（コリンズ）等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合以外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻　当該工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照。）。

⑼　手続における交渉の有無　無。

⑽　契約書作成の要否　要。

⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑿　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。

⒀　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。

⒁　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⒂　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Syuhei Kazusa Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the improvement and other area of Isetani in Kinki Expressway Kisei-Route

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 30 P.M. 26 March 2012

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 June 2012 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 7 June 2012 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 7 June 2012)

⑹　Contact point for tender documentation : Satoru Furuhara the second subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　丹波綾部道路由良川橋才原地区上下部工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　（自）京都府船井郡京丹波町広野地先（至）京都府船井郡京丹波町才原地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝450m　ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋（上り線　Ｌ＝284.85m　最大支間長　Ｌ＝136.00m）１橋、ＰＣ３径間連続ラーメン箱桁橋（下り線　Ｌ＝286.71m　最大支間長　Ｌ＝136.00m）１橋、ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（上り線　Ｌ＝159.00m　最大支間長　Ｌ＝81.68m）１橋、ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋（下り線　Ｌ＝164.00ｍ　最大支間長　Ｌ＝90.83m）１橋、逆Ｔ式橋台（Ｈ＝10.7mからＨ＝8.8m）２基、柱式橋脚（Ｈ＝21.0mからＨ＝48.4m）４基、張出式橋脚（Ｈ＝35.9m）１基、深礎杭（φ3.5m　Ｌ＝6.5mからＬ＝9.0ｍ）４本、（φ10.5m　Ｌ＝13.0ｍ、Ｌ＝14.5m）２本、（φ11.5m　Ｌ＝13.0m）２本、（φ15.0m　Ｌ＝26.0m）１本、仮設工１式

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年２月28日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　52,400㎥、鉄筋　5,380ｔ、ＰＣ鋼材　520ｔ

⑺から⑿までは第１号１⑺から⑿までに同じ。

２　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年２月24日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「丹波綾部道路由良川橋才原地区上下部工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋑　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓓ　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

ⓔ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓕ　単体有資格業者にあっては、平成８年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋖までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。